

1. 件名：検査制度見直しに関する日本原燃株式会社との面談

2. 日時：令和2年2月17日（月） 10：05～12：00

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室B

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 高橋課長補佐

核燃料施設等監視部門 熊谷統括監視指導官、二宮上席原子力専門検査官、百瀬  
管理官補佐、関主任監視指導官

日本原燃株式会社 埋設事業部 埋設計画部 課長 他3名

5. 要旨

- (1) 日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から、配布資料（1）に基づき、廃棄物埋設施設における社内検査の独立性に関する対応方針に関して、昨年12月13日の面談後の検討結果について説明があり、原子力規制庁と意見交換を以下のとおり行った。
- (2) 原子力規制庁から、「個別業務」などの用語の示す範囲や、新設される検査課の責任範囲、権限などについて、資料上で不明確な部分があることを指摘したところ、日本原燃から運用の詳細は今後整備していく予定である旨の回答があった。
- (3) 原子力規制庁から、個別業務ごとに実施されるオブザベーションの責任範囲や権限について質問したところ、日本原燃から記録検査と同等の位置付けであり、現場で何か問題等があった場合は、リリースポイントで行われる記録確認検査を待たずに、その場で手続等の進行を止めることも可能と考えているとの回答があった。
- (4) 原子力規制庁から、日本原燃に対し、廃棄物確認における発電所での廃棄体製作工程において、事業者から法定確認申請に用いるデータを受領した際、確認申請の前に記録検査を実施することによりリリースポイントを管理していく必要があるのではないかと指摘し、日本原燃から、了解の旨回答があった。
- (5) 日本原燃から、配布資料（2）に基づき、新検査制度施行後の施設確認の運用に関するイメージについての説明の際、法定確認に関する施設確認の運用ガイドについて、確認証の区分に関する記載の修正要望があり、原子力規制庁から記載の適正化等につ

いて検討する旨を回答した。

- (6) 原子力規制庁から、現在、施設確認申請において提示するとしている「年度施設確認予定表」について、廃棄物確認でも同様の資料の提示があるのか質問し、日本原燃から、同様に提示予定である旨の回答があった。

## 6. 配布資料

- (1) 廃棄物埋設施設における検査の独立性（中立性・信頼性）確保について（日本原燃資料）
- (2) 新検査制度における施設確認の運用案について（事業者イメージ）（日本原燃資料）